

第3回自然エネルギー円卓会議(2000年4月20日)議事録

加藤修一（公明党・参院議員）： 4月の7、8、9日と滋賀県・大津に行っておりました。G8の環境サミットがありまして、それと平行して地球環境国際理念では温暖化、いわゆる気候変動について扱ったテーマができました。G8の環境サミットでは2002年の「京都議定書」発効の合意に至らなかったのは、私としては非常に残念に思っています。このような場で合意が得られ発効されなかったことが人間の安全保障にとっていかに重大か、一方で「自然エネルギー促進法案」を今国会で出すことは、いっそうの強い意志が必要になってくると感じました。

お手元に配布資料の という資料があると思います。自然エネルギー促進法案に関する3つのオプションというのですが、これは4月の11日に議連の法制化ワーキング・チームのなかでまとめあげたものです。この3つのオプションについて説明したいと思います。今回、議連ではシンプルに、発電に限って法案を作成しました。当然、熱分野についても必要であります。最初から欲張らないで発電に限定しながら、法案を作成しております。A案、B案、C案という形でまとめてございまして、基本的には3つの案とも「義務」というものを考えているという中身にしたつもりです。ただ「義務」の点に関しては色々議論があるとおもいますので、これで最終決定というわけではなく、これから調整を重ねて考えていく余地があると思っております。そこでは当然「義務の緩和」という考えもでてくるでしょうから、そうした考えも含めた最終案は議連で皆さんの意見をまとめてからということになると思います。

それではA案、B案、C案についてそれぞれ説明申し上げます。A案の義務ということを考えて見ますと、地域独占ということによって一般的電気事業者が存在しているわけですが、そこでの自然エネルギーについては、理論的な全量買い取り義務があると考えています。ただし、そこに説明が載っていますように、電力系統の運用に著しい支障をきたす場合についてはこれは除くということになっております。北海道電力さんが「長期メニュー」により17年間電力を買い取ったことで環境が整い、風力発電に関しては55万キロワットがビジネスチャンスという形で生まれました。そういった形に似たかたちで、「義務」というものに改変できるようにしているわけです。そして買い取りの価格に関しては、いわゆるベース電源、一般に火力発電といわれているわけですが、その平均的な「回避原価」、6円あるいは7円という価格で一般事業者から買い取るということになります。

それに対してB案は、A案は国の基本方針を明確に定めているわけではありませんが、B案は国の基本方針として供給目標数値を法律で定めてしまう。例えば2003年に3%、2009年に10%といった具合に、これは多いか少ないかは色々あるでしょうが、一定の自然エネルギーの供給を義務づけるということになりますから、国が定めた数値にもとづいて供給を行う。そのために自分自身で自然エネルギーで発電するとか、自然エネルギー事業者から購入しても良いというものです。もちろん法律を定めるということ考えると、こういう数字を設定することはいろいろな議論があると思いますし、政治的主導といっても、やはり国会で決めてしまいますので、どれだけ多数を獲得して最終的に法律を成立させるという事に関しては、そうとうなエネルギーが必要になるなど思っています。

また、C案についてですが、これは「義務」化というふうには見えないかもしれませんが、いろいろ検討していく中で考えていきますと、やはり「義務」という点に絞られていくと思います。例えば、政府は自然エネルギー発電促進の基本方針を定め、国会承認に向けなければならないとしています。従来、「長期エネルギー需給見通し」によって通産省指導のもとでやっているわけですが、そういった手続きに対して法律を作る中で、自然エ

エネルギーの発電に関しては基本方針をきちっと作り上げて、ある意味では従来の一つの壁を破っていくという事になるわけですが、基本方針をつくって、そして国会で承認を受けて具体的な促進のプロセデュアに入っていくということでもあります。供給に関しては、その国の基本方針に則した、いわゆる「自然エネルギー発電供給促進計画」策定の義務付けを一般電気事業者に義務付けるということです。ただ、策定の義務付けと言っていますが、計画の中身は定性的な中身ではないわけですから、元々の基本方針の中身は定量的なものでなければならない。それに対応して、一般電気事業者も供給促進計画の策定義務の中に数値的な義務付けがなされるわけですから、数値が主体的に決定されるとはいえ義務ということになるわけです。そして、その計画が達成出来るかどうかは、それは自己で発電をしてもいいし、他の供給業者から買い取る、そういった事について努力義務である「努力規定」を定めて、計画の達成を目指して進めていく事になります。

買取り価格については、A案がベース電源に対する平均回避原価ということを行いました。B案については、一般的電気事業者と自然エネルギー供給者と契約の中で定める。C案についても契約で定めるわけでありませけれども、適正な発電コストで買い取る努力義務という内容になっています。

また、政府の補助についてですが、A案は買取り価格が平均的な回避原価ということで、そういうレベルで買い取るわけですから、補助というのは認定事業者に対して適正な発電コストの差額を補助するという形式になります。B案についてはそれについてまだ明確になっているわけではありませんが、今言ったような形で補助を行うということになると思います。C案については一般電気事業者にたいして、買取りに関して補助を行うということになります。

政府による補助でございますから、財源についてはいろいろ議論があるわけですが、電源開発促進税という税金を当初から使うことを考えていまして、これは立地勘定と多様化勘定というのがありますけれども、その内の多様化勘定を使っていこうということになっています。つまりそういった意味ではこれにかかわる法律についても改正しなければならないと考えております。

3案に共通している技術的な面で色々ございますが、時間の関係上、割愛させていただきます。

また「自然エネルギー発電審議会」と、いうものを経済産業省の中に設置いたします。そのなかで、たとえば系統にどういう形で連系させるかといった技術指針の関係とか、これに関して負担の関係も当然でできます。あるいは、電力系統の運用に著しい支障をきたすということは、電力会社が言ってでくるわけで、それについて合理的な理屈がなされているか、なされていないかということも審議会の中で取り扱っていく次第です。あるいは認定設備についてもどういうふうに考えていくか、細かな点の補助のあり方なども審議会の中で議論していくつもりです。そうした役割をもつこの様な審議会を設置することも大きな特徴です。

いずれにいたしましても、各案は4月11日にこういう案の中身で出していこうということになりました。議論をしていかなければならない点はたくさんありますが、先程冒頭に申し上げましたとおり、明日、議連の総会がございますので、3案を一本化した形で法律作成を目指しての最終案を提示して、了解をいただいて、今国会になんとか提出したいと思っております。そういった手順で今推し進めているところです。素略ではございましたが、以上説明にさせていただきました。

飯田哲也（GEN代表）：河野議員から補足があればお願いします。

河野太郎（自民党 衆議院議員）：少し衆議院が落ち着かなくて誠に申し訳ありません。自然エネルギー発電促進法の議連としての案をまとめて決めることは出来ると思います。これから先の問題は各党の中の党内手続きをどう進めていくかということになると思いま

す。それがまず一つ。国会法によれば、20人の提案賛同者がいれば衆議院には提出をすることができる。予算があるから衆議院は20人、参議院は50人ですね。ところが、現実的には衆議院の事務局も、参議院の事務局も、前例に従えば党四役の判子がないと受け付けないというわけの分からないことをやっておりますので、現実的には党四約の判子をもろう党内手続きをしなければなりません。

この法案の対極に位置するものとして、原子力発電所の立地促進、あるいはすでに建設されている原子力発電所の周辺対策費を増やすという法案を、自民党参議員を中心にいま作成しております。電促税をもっと周辺地域に使えという内容、あるいは一般会計から立地対策に金を出せという、やや乱暴な議論だと私は思っておりますが、そういう案が今、片方では作られようとしています。これを早く両方とも議論のテーブルに乗せてですね、特に総選挙の前ですから、あなたはどっちに賛成するんだと言う質問を衆議員一人づつあるいは候補者にも聞いてまわる作業というのを、できれば色々な方のお力をお借りして、突きつけていかなければならぬのだろーと思っております。原発に金を出せという方はどうぞそちらに賛成をして下さい。自然エネルギーに電促税を使った方がいいという方はそっちに支持をして下さい。電促税は無限ではありませんから、その限られた特別会計のお金をあなたはどちらに使おうとしているのかを一人づつにきちんと意見表明させた上で、どうぞ有権者の皆様には投票の際の参考にしていただく。そういう作業を急いでやらなければならないという状況になっていることだけ、皆様に御了解をいただいて、これから議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

飯田： この3つの案を議連の法では一本化していくわけですが、一本化に向けて今日議論反映していくのは十分可能ではないかと思っておりますので、今日の議論の出発点をここに、皆さんから積極的に御意見いただきたいと思っております。

勝俣恒久（東京電力 取締役副代表）： まず河野先生がいない前で何ですけれども、原子力か新エネかという発想そのものがそもそもおかしい。そんな日本は贅沢を言っている国ではない。そういう基本認識がない。そこがやっぱり一番の問題ではないか。原子力も、新エネも、省エネもなんです。そこを議論の基本のスタートにしないといけな、ということだと思ひます。

この法案についてはいろいろ疑問があります。例えば、購入義務付けにした時に、キロワット当たり50円でも100円でも200円でも、それは差額なしでもって買うのかとか、バイオの中で今一番問題になりそうな糞尿だとか動物のメタンガスどうするのかとか、つつけば突つくほど色んなところがありすぎるとというのが感想です。

そういうことを別にして、まず基本の話として、自然エネルギーというのは一番市民や企業に近いエネルギーなので、そこをまず基本の出発点にしないではいけな。従ひまして、その促進に当たっても、市民、企業をいかにコラボレートして巻き込むかというところなのですが、この法案そのものは言ってみれば御上に力に頼る「官尊民卑」と、それから欧米ではやっているという「欧米でわの神」の両層があって、この2つを両輪にして作られているという気がします。

我々が考えているのは、市民と消費者を巻き込んで、ようやく離陸しはじめた太陽とか風力をさらに促進する方策を提起していくつもりです。そこでもう少し具体的に言ひますと、おそらくこの購入義務付けみたいな形で行った時は、場合によっては現状より条件が悪くなる可能性が大だと私は思っております。電促税というのは、言ってみれば電気料金の一部でありまして、うちの小槌ではありません。無限大にあるわけではありません。自由化を進める中で電促税だけどんどん上げるということは、電気料金が高い高いと言われながら全体の電気料金を引き上げるという矛盾がおきます。従ひていかに限られた資源を有効に使って、風力、太陽をうまく促進させていくかという知恵を絞らなくてはいけな。これにはまったく知恵がない見本だと私は思ひます。

山田厚志（朝日新聞論説委員）： 勝俣さん今のお話とてもよいお話だと思いますが具体的に、その企業と市民を巻き込んでいく知恵ということが一番の鍵だと思いますけれども、どのようなアイデアがありますか。

勝俣： 今例えば我々がこれまでやってきたNGOとの協力による普及促進策。小規模ながらのグリーンファンド等々を、さらに規模を拡大しながらやっていきたいとそういうことでございます。

鈴木享(北海道グリーンファンド事務局長)： 確かに市民が身銭をきって自然エネルギーの促進のために、参加をしていくということは非常に大切なことではあります。前半おっしゃった市民と企業を巻き込むことと、御上に頼ってということが、もちろん両輪としていくものが必要です。ただ我々が払っている税金を国や電力会社がどのように使っているのかといったプロセスが今一番大切なことではないかと思えます。今までエネルギーというほとんど政府側で、市民の側でなかなか議論されることがなかったわけですが、今そういうプロセスを初めて日本で経験しているということが私は非常に重要なことだと思っています。ですから、我々が払っている税金をどう使うのか、この事をみんなで決めていくということの意味の高さを認識しています。

飯田： 今、私の手元に、自民党の電源立地調査会のプロジェクトチームの第3回打ち合わせ内容のレジュメがあるのですが、この中で桜井新衆院議員が「話をごまかしてはいけない。新エネルギーを促進することがどれだけ原子力立地の障害になっているか考えなければいけない」と本音をもろに出しています。ですから先程の勝俣さんのように、「原子力か新エネではない」という風に、言われる方が多ければいいのですけれども、先程の河野さんがいったように、法案の構図としてはまさに新エネか原発かという風に、少なくとも向こうの法案を担っている桜井新議員の頭の中ではそうなっています。しかも、これはきわめて密室の中で議論が進められているわけです。議事録の流れをみると、三重県知事が芦浜原発の白紙撤回を表明した後、2月25日に第1回の会合が開かれて、急速に誰も知らないところでいきなり法案がでて、上程されようかと言う話までなっている。極めてプロセスにおいても問題があるという風に私はおもっています。まさに市民と企業を巻き込んで、お金の使いみちをどう考えていくのかという部分でも対極にあると思えます。

金田誠一（民主党、参議院議員）： 実は超党派の議連でこの三つのオプションを一つに絞り込んで、この中の一つになるか、この中のから組み合わせ一つになるかという最終的な絞り込み作業をやっているわけなのです。しかし、どれになっても、共通しているのは電促税を使うことです。そして補助制度をしくむと言うことが一つですね。後は、具体的に自然エネルギーを推進する仕方としては、買い取り義務付けというのがA案。発電供給の義務付けがB案。C案は、国会承認に受けた計画に基づいて、各電力事業者が発電供給計画を作って、その計画を自ら達成する。実現のための手段は、それぞれ強い弱いがあるわけですが、その中で超党派の議連でございますし、出来たものが実現しなければならない。あまり電力会社さん含めて、あまり抵抗が強すぎるものであれば、おそらく実を結ばないかもしれない。そのなかで絞り込んでいくという事になると思えます。絞り込んだはいいけれども、それでは弱すぎるから市民団体としては、あまり協力できないというのでは、非常に困るわけです。

私は北海道の函館なのですが、今部屋から出るとき、管内の町長さんが一人参りまして、自分の町の自然エネルギー促進計画というものを計画書にまとめたということでもっていらっした。そういうことが、この3つの法案のうちどれが出来たとしても、ものすご

い勢いで日本国中回るのではないかと、私は思っています。ですからあまり固く、これではなればというよりも、この3つのなかで一番合意出来るもの、あるいはこれを組み合わせたもので、合意しやすいものが、求められているのではと思うのです。

先程、河野さんもおっしゃいましたが、党内の合意が非常に難しいと思っています。私は民主党ですけれども、民主党内でも非常に難しい。電力に関係した方が相当います。それを乗り越えて行けるかどうかはひとえに世論にかかっていると思いますし、世論をリードして行けるのがここにいられる皆さんだと思います。ですから皆さんの、こういった観点からであれば世論形成が日本の国の有権者が変化していただけるか、そんなことをお聞かせいただければ、法案を作って、ここから提出する立場、あるいは党内合意を形成しなければならない立場としては、非常にありがたいと思います。色々御意見ある中でそういう観点で少し触れていただければ、ありがたいと思います。

河合弘之（GEN副代表）：今の金田さんのお話、非常に熱意にあふれた、何とか成立させたいと言うお気持ちにあふれているかと思えます。ほんとに短い期間にこれだけの法案をまとめられた努力には深く敬意示したいと思えます。

ただ、このA案、B案、C案を比べるとやはり少なくとも私達の希望をあらわしているのはA案だろうなと思えます。A案とC案では自然エネルギーの進歩のスピードが10年くらい違うのではないかと感じがしますので、私としては是非A案にちかい形で取りまとめをしていただきたいと思います。ただ、たとえばC案に決まったからといって、私達市民運動側がやめた等というのではなく、私達は気が長いですから、自然エネルギーと言うのは気が長くてはできない運動だと思っています。けっしてC案になったからといって、力を落としたり、運動から遠ざかったりすることはないと思えます。仮にC案でもですね、電力会社が非常に熱心に取り組んでくれましたら、場合によってはA案よりいい成果を得られるかもしれないと思えますし、とにかくやはり一歩刻むことが非常に大切だと感じています。そういう風に考えます時に、私達は市民運動対政治、もしくは市民運動対電力会社というような対立の構造を考えがちですが、私はむしろ間違いだと思ふのです。電力会社さん特にその中で断然トップの東京電力さんに関しては、ただ電力を買うというのだけではなく、むしろ自分たちが率先して力を入れて開発をやるんだぞという方向転換をしていただけると非常にありがたい。いまなんといってもですね、圧倒的な力を持っている電力会社さんが、注文をつけているばかりではなくて、自分たちで本気で取り組んでみようということで、国家100年の大計を変えるつもりで、東京電力にはそれを変える資格が、僕はあるんだと思うのですが、本腰を入れて取り組んでいただけると、ものすごいスピードで自然エネルギーが実力をつけていくのではないかと思うのです。

勝俣：河合さんがたまたまこの一年くらいですけれども、それに比べて我々はもう20年くらいこの新エネに取り組んで最初の普及促進からやっておるわけですが、そこで初めてここまで到達できた。太陽光発電は世界で最高の普及になったし、風力も離陸した、こういうわけなんですね。そもそも考えなくてはならないのは、風力だとか太陽光だとかを東京電力が自ら作る方が効率的に出来るのか、一般消費者とか市民あるいは地方自治体等々が作っていただく、そしてそこで購入の仕組みとか、助成の仕組みとかを作るのか、その問題をまず基本的に彼は分かっていない。我々はこれは広く市民や地方自治体にさせていただいて、それをバックアップする仕組みがいいのではないかと考えています。ただし我々は太陽に関してだったら、斜めに置いた方がいいのか、縦に置いた方がいいのか、どういう地点に置いた方がいいのか、そういう研究はしております。そこで今の色んな仕組み、国の仕組み、我々の仕組みより、それ以上ものが購入の義務付けをしたときにあるのか、という点をまず金田さんにお聞きしたいのですがよろしくお願ひいたします。

山田：これ以上のものというのと、量ですが、それとも制度でしょうか。

勝俣： 現状の仕組みよりも購入を義務付けるということにおいて制度としてりっぱなもの、浮びでてくるのかということです。

金田： 北電なんかでは9円、8円代で買っている。それでも、実際は油の炊きべらし分しか節約できない。その差額は全部もちだして、十億円単位、あるいはそれ以上の損失を出しているというお話でした。それでも去年の段階で公募して入札するとき、計画応募してこられた会社が非常に多かったわけです。しかし北電はそれ以上電力の買い増しすれば、損が増えるだけということで、これ以上は買えないとおっしゃっていました。したがって、その差の部分埋めてあげなければ、伸びないだろうと、これはごくごく当たり前の、単純な計算式でございます。これは正しいだろうし、その埋めかたをどうするかという時に、みんなでやったら、割り勘しなければだめだろう。北電は風力では結構頑張っていると思いますが、頑張っているところだけが損失を計上だけでは最初の立ち上げの時にはまずい。全体的にリスクをシェアしていく、その仕組みを一つはその電促税です。原発についても立地をすることがいろいろなリスクを伴うわけですから、風力の場合も同じようにコストのリスクをシェアするという考え方で、電促税をあてるのは特に変わった考え方ではないだろうと思います。

あとは技術的な問題で、日本の技術力については私はまったくの素人で分かりませんが、おそらく腕のいいかたがいてちゃんとやっていただける。そういう経済的になりつつ仕組みに市場ができれば、技術は付いてくるという気がしています。

勝俣： 今のお話に対しまして若干解説をいたしましょう。まず、事業用ではない非事業用の風力、太陽光発電に関しては販売価格で購入するという仕組みがあるのです。したがって太陽なんかは時間帯別料金と合わせると、キロワット時あたり30円になる場合もあり、これは世界最高の優遇措置です。もう一つ事業用、商売として例えば風力発電であるような場合にはどうするかということは、我々としてはキロワット時あたり11円50銭とか70銭とかいう値段で買っているわけです。我々としては風力がぼつと入ってきた時には、まさにキロワット・アワー価値しかない、つまり「油の節均」しか効果がない。その価値はいってみればキロワット時あたり4円か5円しかない。それを11円50銭で買っているというのは持ち出しではないか、というのは一理あるんです。問題はたくさん風力が入ってくる、例えば100万キロワット風力が入ってきた場合、それはキロワット価値がないのか、キロワットアワー価値だけなのかということ、おそらくまとまれば少しはあるのではないかと思います。しかし、それはもっと今後、これから北海道さんは15万キロなどが入った時の研究課題だとは思いますが。ただ15万入ったからといって15万フルにキロワットアワー価値があるとは思えない。太陽が100万キロワット入った時に、20万キロワットしか価値がないというのと同じだと思うのです。だから、ある程度そこに価値を定めなければならないと思うのですが、これは1円か2円かそれは分かりませんが、いずれにせよそうした時に北海道さんが今15万キロワットといっているのは、系統にそれ以上いれると影響があるので15万に抑えたいと言っているんですね。そこで入札制度をやり出すというときに、応募する事業者の方は充分それで利益がでるといって落札できるということで、そこをなにも11円50銭にしてくれというのはいかなもかというのが北海道の考え方で、我々は非常に良識的だと思います。

それで北海道さんが15万が限度かどうかというのは、これは北海道さんなりの技術的見解でだしたのだらうとおもいますが、これは今エネ庁のほうで学識研究者も入れた委員会の方で検討いただいているので、その結果を見てからということかと思えます。

いずれにせよ、北海道と東北に現状で風力が非常に偏在化している。しかし、それを北海道電力と東北電力だけにまかしておくならば、両者は価格差というところで非常に影響

があるので、嫌気がさすだろうというのはご指摘の通りです。ただ、それを法律化しなくとも、いくらでも解決方法はあるだろうと思うのです。それについては我々が考えます。

いずれこれは通産省で開かれている新エネ部会などでも検討していただきながら、その偏在性を打破して、潜在能力として風力を引き出す道は考えていきたいと考えていますので御理解のほどをよろしくお願いします。

熊崎實（筑波大名誉教授）： 今のお話の中にバイオマスがありませんでしたので、一つだけお話させていただきたいと思います。勝俣さんのお話では、政府に頼ってやらなければいけないという姿勢がおかしいのではないかとということでした。これは哲学の問題で、政策としては必要だと思えます。

バイオマスの場合、1978年にアメリカでPURPA法が制定されて、それからバイオマス発電に始まったということです。今の日本の現状を見ていまして、やはり色々ところでバイオマス発電をやるということも考えているのです。しかし、例えば実際に発電してみて、例えば一部は地元の工場などで使えるのですが、電力会社さんへの売電が難しく、それがネックになっているのです。

ですから私としてはこの3つの案の中でどれがいいのかということ、今河合さんがいわれたように、A案がいいのかもかもしれないのですが、私としてはやはり妥協の出来るところを目指すことだと思うのです。一步踏み出すことなのです。完璧な制度というのは、今の段階ではむりだと思えます。ですからコストうんぬんという点よりは、少なくとも一步だけ踏み出してもらいたい。そうしないと、自然エネルギーは広がっていかない。やはりなぜ政策として取り組むかといえば、ただやれやれというだけでは広まらないのです。特に最近のように化石エネルギーの価格が下がってくる条件のなかで、そういう自然エネルギーを促進して行こうということであれば、やはりちゃんとした国の政策なりなんなりやっておかなければならない。そういう視点で、基礎は出来なくていい、一步を踏み出して欲しいという願いがあります。

飯田： 先程、金田議員が触れた3つのオプションの要件の議論に早く移りたいのですが、勝俣さんは毎回、法律を出さなくても電力会社が自ら解決するのだとおっしゃっていて、熊崎さんは国会等で一步踏み出すべきだということで、もうちょっとここで法律が必要なのかそうでないのかということをお話し合いたい。自然エネルギー政策というのは、公共政策なのか、それとももう電力会社にまかせて、一企業が勝手に決めていい政策なのか、もう一度みなさんに聞いて見たいと思うのです。先程の北海道電力の導入制限についても、これは一企業が15万キロワットに制限し、しかも競争入札というのを一方的に表明した。電力会社は一企業であるということをお強調したい。自然エネルギーの普及というのを、すべてそれにわれわれはお任せしておいていいのか、それともきちんと国会の議論の中で決めていくのがよいのか。電力事業者そのものもこれは電気事業法という法律の中で独占的に仕事をしているわけですが、これから自由化でどんどん変わっていくわけですが、はたして自然エネルギー政策というものが公共政策なのかどうかというのを議論していきたいと思えます。

館林茂樹（山形県立川町長）： 我々も電力会社にお任せして公害が無くなるという安心があれば、われわれもすべて任せたいとおもいます。しかし電力会社さんの立場からすると、商売が減るようではまずいでしょうし、供給義務がありまして、消費者に必要な部分は供給しなければという義務があるでしょう。消費者自身は自分のところさえはよければいいという無責任さがありますので、その中でお任せしてもこれはうまく行かないのではないかとおもいます。

その時にではどうするのかということ、私は公共性という点から、電力会社だけに頼らないで、消費者を含めたみなさんの力が必要になってくるとおもいます。電力会社の努力も認

めながら、われわれも頑張るぞという姿勢を作ることが必要になってくると思うのです。それが世論だと思し、その世論作りのためにどうすればいいのかということが大切です。例えば自治体と消費者団体が協力して住民の意見をまとめて、そっちの方にもっていくという形で試験的に自治体にやらしてみるといふことも必要なのではないかと考えています。

悪いところがあれば直しながらやっていくという姿勢で、電力会社に協力してもらいながらやっていきたいとおもいます。そうやってお互いに接点をもってやっていくという点では今の制度では不十分だという気がしています。電力会社にはあくまでも負担をかけるという点で頑張るって行けるかということにおいても我々が苦労しながらやっていくことも必要だと思います。従来の電力会社の使命感と政府の経済政策だけではうまく行かないだろうと思うのです。いわゆる公共性を理解してもらうために我々も努力しなければならないと思っています。そういう意味でこういう会があるのはありがたいことだし、行けるところまでやっていきたいという点では賛成です。

都筑建（自然エネルギー推進市民フォーラム代表）： 対処交渉からという話で法律をとるのは十分有り得る話ですし、やらなければとは思いますが。ただ私のNGOで今やっている、なぜ普及を進めていくかというときに、太陽光発電なり風力発電なり実際に取り付けた時にそれぞれつけた瞬間にカルチャーショックを受けるという事態がおこるわけです。それは今まで電気エネルギーというものを買うことが当たり前だった時代から、自分も電気エネルギーを作れるという面白さ、又は作った電気が非常に大事にできる思いだとか、そういうカルチャーショックがあるのだと思います。これは多分電力会社の方にはこの感触は分かっていただけではないのではないかと思います。

私達が市民共同発電で風力発電を建てたいとなると、また太陽光の場合には身銭をきって100万するかしらないかという値段になるのですけれども、風力発電を市民団体でやろうということになると、そこに買い取り、またはインフラをどうするかという絶対的な条件としてあるわけです。その条件が整えられるかどうかは、電力会社そのものに決められるというのではなくて、計画を建てる段階から、いくらキロワット時で買ってもらえるのかどうかというのがきちんとたてられないと、色々な形で市民がやっていくということができないという現実があります。これは単純に欧米でやっているからやろうという話ではなくて、自分達でエネルギーを作りたい。そのエネルギーをつくって実際にペイをする形を作りたいというのも、既に市民の中には生まれてきています。市民がやっていくということの中では、法制化というのは非常に大切なのではないかと考えています。

吉岡洋介（奈良県緑化推進協会）： 東電の勝俣さんの話、もっともだ思うのですけれども、特に現状の話で電力はできているんだという話は非常に心強い面もあるんですけれども、市民と一緒に考えていこうとおっしゃったのはそのとおりですが、そこに行く前座の入り口で、特に日本の場合は行き詰まっているとおもいます。その一つの方法論として、ここに色々、議連さんでまとめてもらった問題がでているのだとおもうのです。ただやはり一番の問題は買い取り義務ですね。

今の時代に義務化するというのは、本当に変な話です。そんなことはしない組織なり、どうしたらいいかということがあるわけですが、やはり電力さんの九電力という組織、今までの成り立ち、こういうものがやはりあるわけなので、それに対して苦肉の策として「義務化」という話ができたことだろう。これはむしろ電力さんのためになる話だと考えようによってはなるとおもいます。

電気というのは御存じのように生産地で電力が起こっても、それが消費地につながらないと商品価値がでないわけです。バッテリーを大きな会社が倉庫に貯えておいて、売りに行くということになればまた別なんです。そういう意味で全国を九電力会社さんが、まったく空白地も無いような配電網を張り巡らされているわけなのです。そういう現実をたいてはどうするのかということで、これはなにも電力の質でもあるわけです。ですから、

自家発電をしても、そういうところには勝手にもぐりこめないわけです。そういう足かせのようなものをなんとかしなければ、さっきおっしゃったような市民の考えるエネルギー対策だというのが芽生えて来ない。そこをどうするか、議連で考えて頂いていることです。

供給義務と売電義務というのは全然違うと思います。売電義務というのは、それだけ大きな独占組織、体制をもっておられるから、そういう話も出るのだと思います。そういう意味で電力自由化でどうするのだ、ということをもいつも疑問に思っています。

昔は公営発電というのがあって、今でも公営発電があります。京都の水力電力の歴史が古い蹴上発電所の電力というのは、地元の京都市が配電していたんです。宇治川発電があったり、色んな発電所がありました。国家総動員法で統制されて、効率としてはいいかもしれないが社会的には、どれだけ役に立ったのかということまで見直していかなければならない。電力の量のことを盛んにおっしゃいますけど、今電力の質を問われている時代だと思う。電力がなにでできているかという量の問題ももちろんあると思います。それは全国レベルでみなさんが考えることでもあろうし、社会レベルで考えていかななくてはならない面でもあろうし、エントロピー増大の法則から言えば電力は消費すれば消費するほど廃棄物が出るし、クーラーかければかけるほどヒートアイランド現象になるわけです。余談になるかもしれませんが、そういうふうなことまで考えて、これから変えていかなければいけない、そういう時代にきたのだということが、地球温暖化防止というふうなことだと思うんです。

私どもの小水力発電研究会というのは、山村の村長さん方で作っているわけで、小さな発電所を作ってもう10年になるわけです。そういう経緯を踏まえた時に、やはり市民も考えられるようなシステムを作らなければならないと思うのです。そういうことをお願いしているのであって、今の時代に義務化という話は、まったく時代錯誤のような話ですけども、これが必要なシステムになっているということは気の毒です。電力会社さんなんて、まだ9つの巨大な会社組織で、連合を組んで電事連なんてなんでそんなものが必要なのかと思うのですけれども、各電力会社さんも努力が損なわれる危険性もあると思うんです。まあ、これは余分なことですが。それから今日は自治省の方もいらっしゃっていますが、公営電力さん苦労しているんですよ。公営電力が地域の住民に安く作れる資源があるのだったら、供給したいという意識もあるんです。そういうものも今の電力体制ではもう無理なのです。そういうものも、それでいいのかという議論が進むようなシステムを考えて欲しいのです。今、電力さんも買わないとは決しておっしゃってない。3円とか、5円とか、小水力10円以下ばかりになっていますけれどもそれはテーブルにのせて、そして質のいい電気というものをどう作っていくのかということに力を貸して欲しい。それが売電義務というものに凝縮されているんだと思うのです。義務がだめなら経験からいってこういう透明化によって、ある程度皆さんに分かるような交渉システムというものを作っていただきたい。電力会社さんは余りにも大きい、市民発電所はまったく微々たるものです。でも風力や、水力等は地域のものでしてやはり地域の住民、市民が参加してどうやってやっていくかということが大切だと思うし、そういうシステムを作って欲しい。それが議連さんに期待するところです。

飯田： 今、吉岡さんが発言された、小水力発電の単価に関しては資料9に細かく発電所毎に決め細かく6円から12円まで、なぜこんなに幅があるのかというふうにできています。

鎌田昭良（通産省 新エネルギー対策課）： 私の方から3点ほど御説明させていただきたいとおもいます。まず一つは国における新エネルギー促進に向けての検討状況であります。これは申すまでもありませんが、地球環境問題への対応の問題など、あるいはエネルギー全体の安定供給の立場から自然エネルギーの促進をするのが大切だというのが、それは我々よく承知していることであります。そういうことも踏まえまして、新エネルギー政策

のあり方につきまして、昨年の12月から、総合エネルギー調査会のもとに新エネルギー部会を立ちあげまして、その4ヶ月間の間に5回ほど議論をしていただいております。今日ここに来ていただいております、飯田先生ですとか、山地先生などに委員会に入らせていただいております。

また、さらに来週の24日からエネルギー政策の全体的の見直しという作業がありまして、具体的には総合エネルギー調査会のなかの総合部会というところでやるわけでありまして、新エネルギーのみならずエネルギー全体をどう考えるかということが始まります。その中で新エネルギーにつきましても供給されている柱ということで、検討の対象になっております。

新エネ部会の検討状況につきましては、今申し上げましたように色々なことを検討しているわけですが、特に今回の法案の一種の原点でありました、諸外国の状況につきましては再生エネルギー導入策含めてすでに国別制度別に2回にわたって議論したところであります。そういう状況で、これもこれまでくり返し述べたところではありますけれども、自然エネルギーの買い取り義務化ということを考える際には、電力の自由化との関係と、どうやって自然エネルギーの安定の方策を考えるのかという2点があります。その点を踏まえて慎重に検討していかなければならないのかなと思っております。いずれにしても今回先生方が3案についても色々勉強させて頂き、今新エネルギー部会でもいろいろ検討させていただきというのが我々の考え方です。

次に2点目でありまして、自然エネルギー導入促進に向けての検討スタンスというものであります。今回事前にいただいた質問状の中で、現状の制度が十分なのかという質問があります。確かに現状がどうなのかということから、まず議論をしていくのが、我々は大切であると思っております。風力発電にしても太陽光発電にしても足りない部分があるということは、我々も認識しているところではありますけれども、しかし一方で導入が増加しているのも事実でありまして、先程、勝俣副社長の方からもありました、太陽光発電にしてみましても94年に2.7キロワットであったのが、98年には13キロワットになっておりまして、アメリカの水準を上回っているということでありまして、2010年の500キロワットに向けて更なる努力が必要だというのはその通りですが、まずこういう導入量が増加しているという点について客観的に評価すべきであると思っております。

今、申し上げたような導入量の拡大という点については、関係企業や地域の方々の取り組みもあるかと思いますが国の助成政策でありますとか、電力会社の余剰電力購入、長期電力購入メニューですとか貢献が大きいというふうにも考えられますので、まずはこういう現状を踏まえた上で、自然エネルギーの安全性や経済性の問題ですとか、具体的にどうやってそういう課題に対処していくかということが考える視点が必要になってくると考えます。我々も新エネ部会でもそういう方面から色々議論をしていただいて、12年度予算のなかでも、925億円という前年度にくらべて10億円多く計上して、設置補助の損額であるとか、台数などが増えることも見込まれます。自然エネルギーの不安定性の問題を解消するためにはどうするか、ということとか、自然エネルギーにつきましては、地域の活動が大切であると思うのですが、NGOなどをどのように支援したらいいのかということも含めて、色々努力しているということでありまして、以上2点であります。

最後に補足であります。前回申し上げましたように、バイオマスの促進も考えなくてはならないと思っておりますが、他方で現状をみますと、バイオマスの量というのはかなりあります。あまり外には分かりにくいのですが、前々回の新エネルギー部会でも御説明しましたように産業廃棄物7割程度がバイオマスでもあります。しかし更なる積極的な促進も必要になってくると思っておりますので、勉強したいと思っております。

石田久雄（省エネルギー・新エネルギー普及協議会 事務局長）： 幾つか疑問があるのですが、一つはこの法案の扱いです。このA、B、C案を見ると、かなり似ているようで違いが相当あると思っております。これを一本化して、しかも明日までにまとめるとなると、

法案全体を薄めてしまって、理念法かそれに近い形でしかまとまらないのではないかと思うのです。なぜこんなに急いで提出にこだわるのか、そこが少し疑問です。解散間近ですし、出したところで廃案になってしまったらそれきりになってしまって、それからまた再スタートとなると、さらにエネルギーが必要になってくると思います。

結果的に出すだけで終わってしまう、出せば良い。そういう感じがしてならない。先程からずっと議論が続いていますが、もっと詰めるべき点はたくさんある。別に次の国会でもいいのではないかとと思うのですが、その辺をどのように考えられるかという点です。

それから今でました、バイオマスの話ですけれども、自然エネルギー発電の定義のところで一行目に国産の廃棄物と書いてある。熊崎先生にお答えいただければと思うのですが、その一番下に建設廃材、木製加工廃棄物というのが適用対象保留となっています。日本でこれからバイオマスの普及を促進していくのであれば、スウェーデンと違って、間伐材などの森林資源を使ってのバイオマス発電というのは現実的ではなくて、建設廃材とか木製加工廃棄物等を使って取り敢えず需要に近いところからやっていかないとだめだという話を熊崎さんから聞いたことがあるのですが、そのあたりをどのようにお考えになるかお話しいただければと思います。

金田： なぜ提出を急ぐのかというお話でしたが、おおむね議連が出来る前からの活動を含めると1年少しこういう活動を続けております。今、現実に様々な勉強会を通じて、こうした場にだささせていただいて、A、B、Cそれぞれ特徴のあるオプションを作るに至ったという状況でございます。こらからのスケジュールとしては、できれば連休前にA、B、C内から一本に議連としてできれば絞り込むという作業をしていきたい、ということでございます。このどれから選ぶか例えばCをベースにAを組み合わせたとか、それを今から鋭意事務方と協議をしているところでございます。

議連案としての一つの案を作り、それをもとにパブリックコメントというんでしょうが、インターネットに載せるなりして、コメントをいただきたい。それをもとに更に法案にまとめあげて解散前には参議院に提出したい、それは参議院の先生方中心にされていたからですが、参議院に提出したい。

なぜ解散して廃案になるのが分かっているのかということですが、今非常に自然エネルギーをどうするかということが大きな課題、環境問題の一つの柱だと思います。その柱にどういう立場で取り組むかというのが、選挙に当たっての有権者に対する責任といたしますか、アカウントビリティーという意味からしても明確にする必要がある。私ども議連の立場としましては、自然エネルギー促進法を作って電力の分野からそこに手掛けていこう、という立場を明確にしたいと思うわけです。党を越えてそういう議員もいれば、党派を越えてそうでない議員もいる。それはそれぞれの信条に従って訴えるべきだし、訴えたいと思うわけです。そういうプロセスを一回踏むことが、選挙後の本格的な法案提出、更には審議に進に当たって、非常に大きな要素になるだろうと思うのです。ここで法案という形にならずに解散してしまうと、また一からスタートそういうことになりかねない。メンバーも替わるですとか。そういう意味では廃案ということはおっしゃる通り、形をきちんとして国民の前に出すということが大切だと思います。

もう一方はですね、電促税を原子力の立地を更に幅を広げて、対象を広げてだす、何か一般財源からという法律も一方であるわけでありまして、エネルギーの中に民主主義を導入するとすれば、選挙という機会も非常に重要な機会になるだろう、概こういう考え方で進めているわけでありまして。

熊崎： 木材というのは非常にクリーンな材料なんですけれども、おそらく建築廃材が適用対象保留になったのは、これまでの従来とおりのやり方でやりますと、色んなものが含まれていて、非常に危険なことがあったもので、それでどうやって区別するかが問題になり、ここでは対象保留になっているんだと思います。それから木製加工廃棄物で製材工場など

だと問題ないわけですけれども、一般に紙パック工場などでブラックリカーが大変な量で発電されていますので、あれをここへ入れるのかというのは、なかなか難しい問題です。その仕分けも難しいので、そのために今のところ適用対象保留となっています。そういう意味での適用対象保留と、私は理解しています。

河合： 今の金田先生のご発言で、廃案といわれればそのとおりなんですということですが、廃案覚悟といわれると僕としては少しショックですが、僕としてはぜひとも廃案でも提案するなり、とにかく成立を目指して、選挙区をあげてがんばっていただきたいと思えます。成立の可能性は、私はこれからの先生方のがんばりようで十分考えられると思っておりますので、がんばっていただきたいというふうに思っております。

それから今日の議論はもう少し、3つのオプションを中身の議論をした方がいいと思えます。先ほど東電の勝俣さんのお話で、義務化をすると効率をそがれる、今のままでどうなのか、というところを説明できるのか、という質問でしたが、今見えない潜在的な力が雨後の竹の子のように自然エネルギーの発電事業者が増えてくる、という風に私は考えています。それには義務化が一番いいのですけれども、義務化でもなくても、ルール化でも透明さがでてきて、自然エネルギーの予測が建つようになれば百家争鳴のような状態になるのではないかと僕はなるだろうと思っております。法律ができたら今の現状と何が変わるのだろうといわれたら、僕はおおいに変わると思えます。そのために法律を作る、そうふうに申し上げたいと思えます。

それから一年前くらいから研究を初めて、何を言っているのだという御発言があったので、私の名誉もしくは、私が所属している日弁連の名誉のために申し上げますと、日弁連ではこういう問題に40年来取り組んでおります。じゃあ、おまえは何だということですよ、私は5、6年取り組んでいます。そんなことをいうと勝俣さんは、副社長として取り組まれたのは何年になりますか、という話になりますので、そうことは余り言及されない方がこういう場ではよろしいのではないかと思います。

飯田： それでは林さん、石井さんにお話をさせていただきたいと思えます。先程河合さんの言われたように、おそらく勝俣さんにまだ異論はあるかとは思いますが、仮に作るとしたらこの3つのオプションの中で何が問題なのか、こういう点はいいのではないかとこの中身をできるだけ、残り30分で議論していただきたいと思えます。そうすることにより国会の議論にも反映してくると思えます。それでは、林さんお願いします。

林喬（東京電力 技術部部長）： 色々お話を伺って、どうも電力会社にまかしておく、うまく行きそうもないというお話が多いように思いました。余談で恐縮ですが、数年前に営業関係の現場でよくお客様に言われたんです。「東電さんて、面白い会社ですね」。何ですかと聞くと、電気を買わないようにしてくださいという。電気を買って下さいというのが普通の会社なのに、ところが東電では買わないようにしてくださいと、面白いことをいう会社ですねといわれました。これは結局は効率と省エネという事になると思うのです。この省エネの話、または自然エネルギーの話、こういったことを我々としては、真剣に考えているということは、ぜひ御理解いただきたい。ただその中で、全体の経済的合理性を考えた時、電気料金というものは、できるだけ安くして合理的にしていくというのは、常に考えていかなければいけないわけで、そここのところはぜひ御理解いただきたいのです。

それから先程申し上げたかったのは、私は技術屋でして色々協力させていただきましたが、それで一つ北海道さんのところで技術的制約があるわけでございます。電気というのは非常に正直で、なにかちょっとやれば理論どおりに動いてしまいます。それが電気理論で、電気をやっておられる方はよくお分かりだと思いますが、従ってこれを一步間違えると必ず失敗するという危機感を持っております。まして周波数問題ということが今回大きい

問題になっています。電圧問題でしたらなんとかなるという面もあります。先程、金田先生がおっしゃっていたように技術屋はしっかりしろということで、我々はしっかりしなければいけないわけです。しかし周波数問題のように系統全体に影響を及ぼすような問題で、これはそう簡単にはいかないわけで、万が一失敗してたくさんのお客さんに影響を与えるようなことになれば、責任はどうなるのかということになります。ですから、そのところやはり慎重に対応していかなければならないのです。これは電力会社ひいては、日本の技術屋が一番気を引き締めてやっていかなければならない試練だと思います。そういう意味で先程から義務化という話がでていますけれども、やはりそういうようなきちんとした品質を守っていくためには、我々電力会社が自由にやっていくようなやり方がぜひ必要なのではないかなと思います。

吉井英勝（共産党 衆議院議員）： 今国会ですね、解散は連休明けないしは6月2日ということになっていますから、多くは法案「終戦」処理という段階です。それで私は毎日のように委員会ですけれども、新しい法案を出して審議される目処が全くないというのが実態です。

超党派の議連ということでありながら、私の場合は排除されているわけです。総選挙の後に、やはり超党派ということで、日本共産党が入って文字通りの超党派になるような方向と考えております。

それで、選挙の中で訴えるという話がありましたが、選挙で訴えるのは政党としてですから、現存しているこの議員の方が自分の思いだけ語るとするのは、選挙にならないわけで、ですからそれぞれの党はせっかくの機会ですから、例えば自然エネルギー促進法の立場の方もいらっしゃったら、エネルギー方面で、かなり180度考えの違う方もいらっしゃる。それで、選挙の時にはどちらが党の政策なのということになったのでは、これは選挙で本当に自然に自然エネルギー法にとって力になりませんから、ですからそういう点ではそれぞれの党の中で考え方をまとめて、選挙に臨んで、ひろく有権者のみなさんに訴えて、是非、自然エネルギー促進派が国会の中で多数になるように、特に自然エネルギーで頑張っている各党のみなさんにもそういう立場で頑張っていたきたいなと、私もそういう意味で頑張りたいと思っています。

内容的には既に出ております、買い取り法を義務化するかという話ですが、価格をどうするかとか、財源をどうするかとか、そういうことが非常に大切であるとともに、昨日の衆議院の商工委員会で独禁法の改正案の議論を審議しました。これは電力などの独禁法の適用除外をなくすという、今まで残っていたものをなくそうというものです。その議論の中で青木官房長官が担当大臣ですが、彼と限られた時間の中で議論したことの一つは、総括原価方式という問題です。これは御承知のように営業費と事業報酬から、一定の控除したのが、総括原価。それがイコール総電力料金収入ということになるわけです。営業費の方には自然エネルギーにしても購入電力料は入るのですね。事業報酬のほうは電気事業資産掛ける報酬率です。この報酬率は1960年の8%から段々下がってきていて5.28%ですから、一定の報酬率を必ず掛けて、それで電力さんの利益があがってくる。ですから、この方法だと資本費が一番利益があがるわけです。そうするとどうしても原発を作った方が電気としてはよく儲かる。太陽光発電だ、風力だとかのエネルギーをいくら増やしてもあまり利益がないわけですから、そういう点ではやはりインセンティブがこの点では生まれてくる方向ということを考えていくことが大切だと思うのです。

これから国会解散になりますから、国会で十分な議論ができる機会はないのですが、青木官房長官もそれについては検討していくという答弁ですから、政府としては、それはそれとして検討されると思います。

そういう中で、私は先程出ておりましたバイオマスについても、生ゴミ、下水汚泥、糞尿などの微生物のメタンガスを使ったものなりを作っていく方向もあれば、建築廃材などを使ったメタノール、エタノールなどの使ったものもあります。それと燃料電池を合わせ

て、考えていくというふうにしたいんですけども、自然エネルギーというものを広く捉えることによって、太陽光、風力と合わせて、もっと現実的展望を開いていくことが大切だと思っています。実は分散型燃料電池の大手メーカーに参りまして、色々お話を伺ったり、電気自動車を運転させてもらったりしたのですが、今200キロワットで1機当たり、今1億かかる。しかしそれを1万規模で年間量産すれば1機あたり半分の5千万ですむというのです。そうすると200万キロワットの燃料電池のシステムで、発電所を作るとすると5000億円ですむという計算になるわけです。これは200万キロワットの原発2機、ないしは150万キロワットとプラスアルファで考えても、原発建設コストに充分引き合う、ないしはそれより安くなっている。そして電力は特に都心では頭をいためている、生ゴミだとか下水汚泥の処理などを組み合わせてやっていくと、そういうことを含めた技術開発等をふくめて、広く可能性というものを開いて行く努力が大切だと思います。生ゴミが出てくる量と下水汚泥だけで、もちろん日本の電力がすべてまかなえるとかそんな単純なことではありませんから、そこはよく見ていかなければならないと私達も考えております。

いずれにしても法案が通らないのであればどうするのか、こうするのかという心配よりも、今皆さんが頑張っているこの取り組みが、解散後の新しい国会の中で、本当に可能性を開いていくように、そういう方向を見通した取り組みが大事ではないかと思えます。おそらく、東京電力の方も含めて、電力の方も、市民の方も、国会の方も、共通する問題意識は、環境と安全の問題と、放射性廃棄物などの将来世代につけをまわさない、現役世代で事実上消滅処理ができるような技術を開発するとか、安定供給をどうするのかなど共通している。それぞれの立場に立って、考えていかなないと我々は日本のエネルギーをどうするかというときに答えが出ないのではないかと思うのです。そういう点ではこういう場で様々な立場の皆さんから議論をしながら、選挙後の国会でまた、おそらく私達も入った超党派の議連ができると思えますので、その時に皆様と円卓会議でやらせていただいて提出できるようにしたいと思っております。

勝俣： 今の吉井先生の話に3つくらい誤りがあるのでお話ししたいと思います。まず事業報酬率5.28とおっしゃったのは現状4.2です。

吉井： 96年の数字ですから、いまは4.2だと承知しております。

勝俣： それから2点目。燃料電池で仮に設備投資が同じで5000億といっても、結局化石燃料を使うか原子燃料を使うかという燃料費の差もあるので、発電コストで見ないと話ができないのです。

それから3点目ですが、事業報酬率というのは、一般的に非常に言葉が悪い欧米の直訳になっているのです。支払い利息と配当原資なのです。ですからそこだけ儲けるということではなくて、修繕費とかその他の一般経費なども色んな工夫をして、効率化をした時に、たとえば修繕費が本来1円かかるところが90銭ですんだら、その10銭分は効率化分として、余剰利益になってくるそういう仕組みなのです、ですから我々としては、設備投資をたくさんやって、それから事業報酬が増えるということを期待して行動するということは全くない。それだったら私共の1980年代から今まで2割5分の値下げなんて考えられないわけです。

電促税で我々が危惧しているのは、44.5銭がこういう法制化をむやみやたらにやっ上ってしまったら、電気料金のコストに響くのです。だからそういう非能率的なことはやめましょうということを行っているわけなのです。

吉井：あまり単純化して国会で議論するわけではありませんから、いまおっしゃったことは分かった上で話しているんです。あまり東京電力さんとあろうものが、先程から弁護士さんに対しても失礼な物言いが多いので気になります。

山地憲治（東京大学教授）：今日は最初が大事だったようで、遅れてきて恐縮なのですが、先程、飯田さんが言われたことで、つまり自然エネルギー促進法を作るということに対して申し上げます。法律を作れば公共性に接近して、作らなければ電力会社にまかしているという、飯田さんのような挑発的な議論もおもしろいとは思いますが、やはりこれは言い過ぎだろうとおもいます。エネルギーは公共的に接近するべきものとして当然考慮していかなければならないわけです。その中で今、何をすべきかということを追加的に考えていかなければならないわけです。そういう点では私は個別のエネルギーに着目するのではなく、全体を考えなければならぬと思っています。ですが、それは必ずしもいま提案されているエネルギー基本法がいいといっているのではなく、そこはもっと議論すべきだと思います。現実には考えてみれば、今も自然エネルギーは新エネルギー政策のもとで進められていて、さきほど鎌田課長がおっしゃったように推進されているわけです。

問題点は種々ありますが、皆さんかなり共通で合意されている点があると思います。その一つはバイオマスだと思うのです。今までバイオマスに対する支援が相対的に少なすぎるといことはみなさん認識されているわけですから、これを法律うんぬんで時間をかけて議論するのか、あるいは先ほど鎌田課長がおっしゃったように新エネ部会で議論が進んでいるわけですから実をとっていくのか、この事が私は非常に大切な点だと思うので、この辺はもうちょっと注意して考えていきたいと思っています。

余計な事を少し言うと、私は太陽電池補助は個人的には過剰だと思います。議員さんの選挙の前だと、どうしても人気が大切になってきますから、人気取り政策になることを危惧しています。その辺の議論をもう少し詰めていって欲しい。

藤井石根（明治大学教授）：私、遅れてきましたので前にどのような議論があったのか分かりませんので、まと外れな話になるかもしれませんが、やはり自然エネルギー促進法を法案化することより、根本的な問題はこういう事を作ることによって、環境問題と将来の持続可能なエネルギーの供給面も含めて、国民の一人一人どうかんがえるのかという事そういう意識を持たせることです。市民の方々が今後も国と電力会社等にまかしておけば電力は使いたい放題使えるのではないかと、思っておられる方が非常に多いと思います。うちの大学の学生等にこういう話を話すと、初めて聞いたような顔をしています。しかし現実にはそうではないのだという話をしているんですが、そういった意味で金田議員がいったように、一応、国会で上程していただいて、それで廃案になったとしても、これが広く国民の間に、実際にはあるのだということが広まれば重要な事だと思います。そういった意味ではぜひやっていただきたいとおもいます。

それからもう一つ、今まで国のエネルギー政策というのは、総合エネルギー調査会というところ独善的に決めて、閣議決定という形で、ほとんど国民に分からない、目に触れない形で国の政策が決まっているわけです。こういった歪な決めかたは非常にまずいと思います。そういう意味でも議員の方が一応法案を上程して頂いて、国会の場である程度持っていただくというのは、重要な法案を国で審議する第一歩ですので、これを手がかりにして今後積極的に国民の意思を巻き込んだ形でやっていただきたいというふうに思います。ですから、通産省の方もより国会の場で広く議論できるような方策をきっちりと整えていただきたいと思っています。

それから電力の自然エネルギーを色々入れていった場合に色々な技術的な問題、先ほど東電の林さんがおっしゃっていたような問題がございます。しかし、技術というものはいろいろな問題出てくる事によって、技術を開発するという、いままでの排気ガスなどの自動車開発の問題もそうですが、そういったことで解決されていくと思います。そういった問題

点が予想されるならば、是非そこを真剣に取り組んで、解決していただきたいと思います。こういった技術的問題があるから自然エネルギーの導入促進が困るということではなくて、導入をするという前提の下で、技術的な問題をどうクリアーするかという、そういった考え方が重要だと思います。

それから、電圧の経過うんぬんという話です。今までは電力会社に停電をしないという供給義務が法律で決められたのだと思うのですけれども、今後エネルギー資源が、21世紀において、恒久的に永久的にきちんとエネルギー資源が供給されるのかどうかという、そういった問題をかんがえると、こういったやり方はいつまでも続けられるものではないと思われまふ。そういった観点で今の問題が出てきている事は、エネルギーの安定供給が出来ないときに、国としてまた電力会社としてどのように対応するのかということを考えるならば、例えば10のエネルギーが供給される、12のエネルギーが必要になるという時に、その2になるエネルギーをどこで使わないようにしていただくのかということ、それから電力は常に安定的に安くするということが必要かもしれません。しかし今までの考え方でエネルギーをどんどん使うというのは、これはまたおかしな方向になる。ですから電力料金も安ければよいという単純な考え方ではなく、もっと当初からきちんと考えていって欲しいというのが私の意見でございます。

飯田： 隣の韓国で進んでいる電力自由化も実は、自由化の後電気料金が高くなる事が明らかになっています。高くなるけれども自由化をするという事が、お互い覚悟で進んでいる。日本での自由化の目的は安くするためとっていますが、実はぜんぜん違っているというお話が藤井さんの方からありました。

大林ミカ（GEN 副代表）： GENの事務局の方で実は資料を幾つか用意させていただきましたので、紹介したいのですが、配布資料の一覧を見て頂きたい。6から7、8、9小水力発電買電価格を見ていただければ、わかると思うのですが、現在の状況で民間の企業である電力会社さんと自然エネルギーの発電事業者が個別に取り組みを行なったときに、様々な障害があるということが分かるというふうにとらえた多角的な面から捉えた、ばらばらな資料なんです。例えば、右肩では資料7となっていますが、バイオエネルギーの発電販売について触れている資料をご覧になって頂ければ、岡山県の銘建工業という有名な会社がありますがそちらのほうで、バイオマスの電力の発電をやっているのですが、電力の買い取り提示価格がキロワットアワー当たり3.8円なのです。ところが発電単価はキロワットアワー当たり22.3円ですから、これは安く買いたたかれていますと、いってもいいと思うのです。銘建では結局売電をあきらめ、自力で消費しています。ですから、これはやはり透明な公共のルールが不在だからこういった事が起るのだと思うのです。また配布資料6にあります、電力の買い付けのばらつきであるとか、そういったものを見ていただいても、現状では駄目なんだという事が分かると思うのです。ちなみにバイオマスエネルギーに関していいますと、先日行われました総合エネルギー調査会の新エネルギー部会の電力系統影響評価検討小委員会ところから中間報告案がでていると思うのですけれども、これは勿論新エネルギー部会での議論をみながら検討をされているんですが、その案の中でも現在、新エネルギー部会でバイオマスに関して色々な分類が進んでいるからだとは思いますが、バイオマス発電というのはエネルギー作物の中でしか取り上げられていなくて、自然エネルギー全般も分類的には「技術的にも、経済的にも実用段階には達しておらず、普及に時間を必要と見込まれる電源」であるとなっています。3.8円という価格は安定した電力として見込まれているから提示された価格ではないでしょうか。

先ほど林さんがおっしゃったことに少しだけ言及させて頂きたいのですが、「風力発電などの自然エネルギーの分散電源を」という長い名前の7の資料ですが、これは私がまとめさせていただいたのですが、ぱっとまとめたので色々な欠点があると思いますので、林さんなどにもご意見頂きたいと思っております。ただこれに添付いたしました資料で

ですね、例えば自然エネルギー発電事業者の言い分を聞くと、周波数については系統全体で制御しているから、周波数の問題は基本的に起らないとみていい。ただ電源の容量が増大していくと、周波数変動が増えるのではないかという意見があって、これはもちろん先ほど言った小委員会の中でも議論があるのですが、ここの裏に付けましたグラフが幾つかあるのですが、これはある風力エネルギー関係の調査会社が、北海道の5地点をセレクトしてそこで出力変動というものの標準偏差をつくっています。これをみるとやはり北海道全体でみると、かなり落ち着いた形で緩やかなカーブで出力変動が出ているという事がある、系統全体から見たときに運用というところをもう少し研究して頂きたいのです。小委員会の方でも研究をやっていくというふうに言っていました、研究だけではやはりだめで、研究だけだとお金がつかだけで終わってしまうので、そうではなくて今まさに離陸しようとしているのですからそれに向けて、そこに対して事業化の補助をしていって欲しいと思います。

色々な設備をつけると、結局は電気料金に跳ね返ってくるよという話になるわけですが、ところが小委員会で出された「お客さん」と呼ばれる人達の文句を見ると、お客さん達というのが化学繊維製造業とか製糸業界、石油とか鉄鋼、アルミニウムなど、非常にエネルギーを多消費する業者さんなんです。だから電力の方にとっては多消費をする業者イコール大口のお客さんですし、もちろんこういった所にコストが跳ね返るのは一般的にあるわけですが、これを考えたときに「お客さん」と言うのは誰なのか、ということを考えていただきたいし、電気事業審議会の電力規制緩和の議論の中でもでていますが、そういう特別なサービスを必要とする顧客、全体に安定した出力、周波数問題に対して安定して欲しいというお客さんに対しては特別なコストを要求したらどうかという議論も出ていたと思います。勝俣さんも委員のお一人として参加され、聞いていたと思いますが、ですからそういった多角的な電力経営のあり方もできると思うし、それは私たちも応援していきたいと思っていますのでこれからも宜しくお願いいたします。

牛山泉（足利工業大学教授）：先ほど、河野議員から多少乱暴な発言があって、私としては残念な気持ちです。河野さんはこれまでお聞きしていますと「日本は今どうあるべきか」というきちんとした理念があって、そしてこうやって行くのだ、とおっしゃってききましたが、今日の話ですと原子力にするのか新エネルギーにするかという短絡的な迫り方のようです。普通の人々はそういう言われ方をすると、世論では原子力反対という人が多いですから、自然エネルギーに行ってしまう人が多いはずですが、

そうではなくて、私たちがしなくてはいけないのは、時間が限られてはいるんですが、一般の方たちにいかに分かりやすい情報を提供するのかという事だと思うのです。その上で住民投票的なことがなされればいいのですが、匕首を突きつけて、どちらだという迫り方をされると、それはどうも違うのではないかと思います。例えば東電の林さんの技術的な話にしてもそうですが、これも一般論ではなく、北電は風力の導入率を系統容量の3%までとしています、周波数は系統全体に影響しますが、電圧変動は、ある一定の地域のみが影響されることとなります。ですからそのあたりも踏まえて北電は分かり易い形で、情報提供することが必要だと思うのです。

電事連などの原子力関係の資料などはかなりあるのに対して、もう少し新エネルギー関連の資料があってもいいと感じています。そうすれば国民もより啓発されていくのではないかと思います。なにも知らない人達に原子力なのか新エネルギーなのかどちらかに決めろといわれると、原子力はなんだか怖いというイメージがありますから、自然エネルギーにいつてしまう。わたしはむしろ自然エネルギーが好きなのですが、そういう風にして決められたとしたら、非常に残念だと思いますから、正確な情報を分かり易くきちんと伝えることが大切だと考えています。

人類はどうあるべきなのか、その中で日本はどうあるべきなのか、という事がある、その中で今日の促進法をどうするのかということになると思います。ソーラーにしても自

分で発電しているだけではしょうがない。やはり電力会社に買い取ってもらわなければならない。風力に関してもほとんどが誘導発電ですから、誘導発電をするための、励磁電気はまず電力会社からいただかなければならない。やはり電力会社あつての自然エネルギーということ認識しなければならない。そのためには対立するという構図ではなくて、一緒になってやっていくには、どうするのかというその上でのオプションだと思うのです。ですから、義務付けという言葉が果たしていいのかという疑問が残ります。やはり、少なくともなんらかの形で一步前に進むということが必要だと思しますので、あまり抵抗のない形で良いものができればいいと思っています。義務付けというのは外国ではやっていますが、むしろ日本ではそんな事はしなくてもいいというモデルができればと思っています。

山田： これだけのメンバーが集まってエネルギー問題を話すというのは、非常に貴重だと思いますので、私も参加させて頂いています。勝俣さん流にいうと私はまだ半年ですけども、どちらかという金融とか財政などを行っているのですが、今まで「村」だけでやってきた色々な問題が、壊れてきたなという感じで、体育館の裏で決着を付けるよりも皆の前で議論をしていくという方向でやっていきたいと思っています。僕たちの世代は戦う事が好きな世代ですから、「粉碎」ですとか、勝ち取りですとか、戦う、ということを書いてきたのですが、そういう事で世の中は進まないのではないかと私は思っています。皆で議論をしていく事は非常に壊れやすいことですが、壊れないように気を付けながら、吉井さんが言われた、日本の様々なエネルギー状況様々な問題があり、どんな立場からも話せるとおっしゃいましたけれども、そのとおりだと思います。そのような基本的な大きな問題を見つけて注意深く議論を続けていけばいいのではないかと思います。政治家の皆さん色々選択肢を見つけて話していくと言うのはいいことだと思います。これからもそういう事をじっくり政治家の人達が問題提起をして、それを我々が広く議論していきたいと考えています。また今後ともよろしくお願いいたします。

飯田： 先ほど牛山先生がいわれました、河野さんの名誉のために補足しますと、原子力と自然エネルギーをエネルギーそのものの究極の選択として迫ったのではなくて、たまたま原子力促進法と自然エネルギー促進法が同じタイミングで、同じ財源を狙ってぶつかっている。これはもう選ばざるを得ないのでどちらにしますかというふうにおっしゃっていたのだと思います。それに関してはGENも一般の人ではなく、議員にヒ首を突きつけてアンケートをとろうと考えています。この議論は解散まじかでどうなるか分からないのですが、一応次回の約束を決めて置きたいです。(以下 日程決め)